

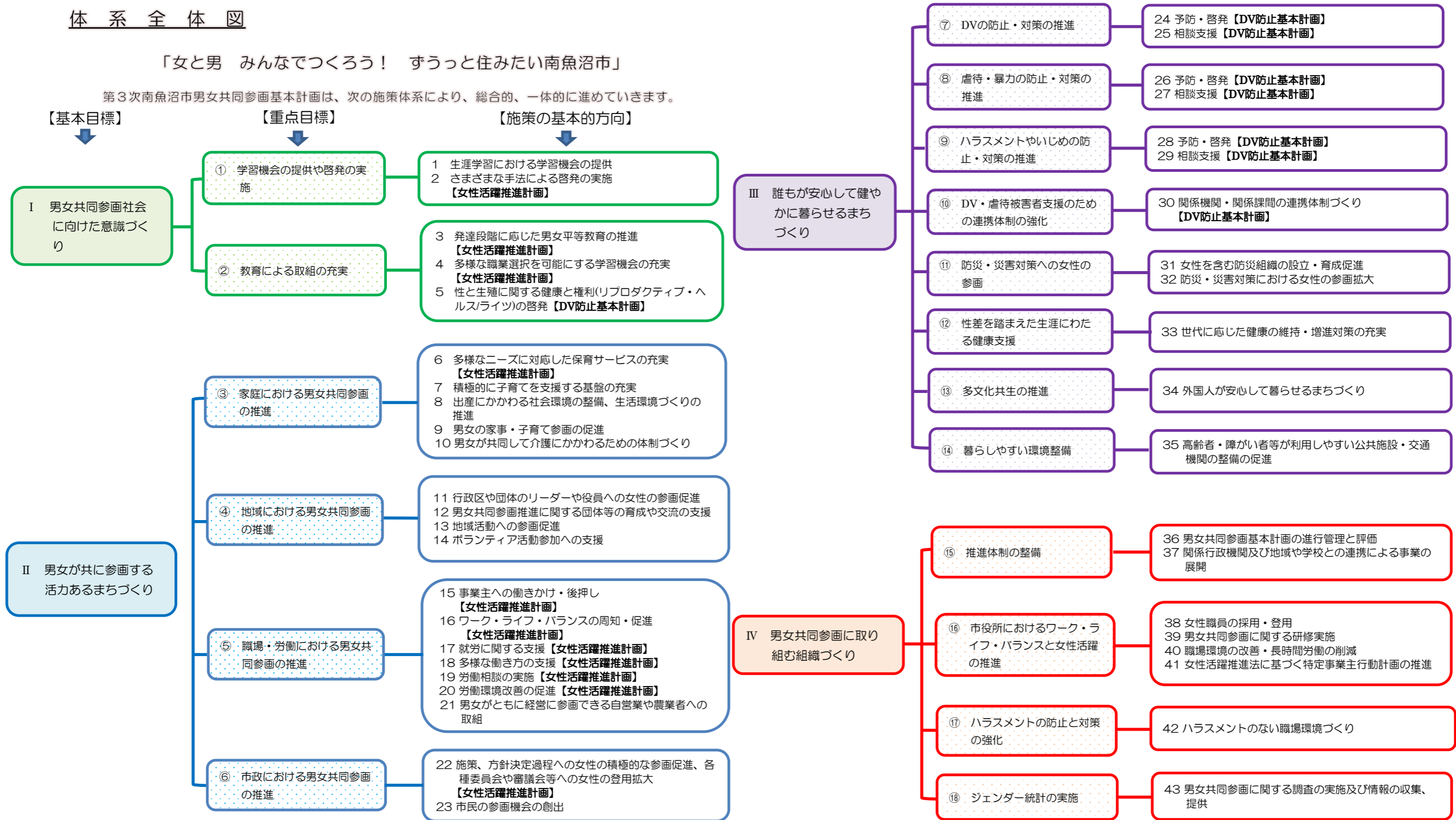
第3次男女共同参画基本計画（推進プラン）

令和3年度推進計画の評価

体系全体図

「女と男 みんなでつくろう！ すうっと住みたい南魚沼市」

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画は、次の施策体系により、総合的、一体的に進めていきます。



| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 | |
|------------------------|--------------------|--------------|--|--|---|---|---|--|--|-------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | | |
| I 男女共同参画社会に向けた意識づくり | ① 学習機会の提供や啓発の実施 | 1 | 高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思います。後期教育基本計画の生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」を具体化し、世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとられない新たな学びの場づくりへとつながる取組を行い、新たな生涯学習を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・世代間継承を意識した取組の実施 ・自然学習、野外教育の実施 ・女性学級について、受講者の高い学習意欲に応えるための講座及び研修等を実施 ・社会教育委員(公民館運営審議会委員)とも連携を図りながら、事業の企画や人材育成について協議を行う ・学びの郷南魚沼が目指す、世代間の交流や継承を意識した事業の推進に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動を実施 ・学びの機会の情報提供等について、市報生涯学習特集号「まなびい」の発行と新潟県立生涯学習推進センター「ラ・ラネット」の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・6/27(日)子ども会水生生物調査(参加者:38名) ・女性学級 開催6回、登録者33名、延べ参加者85名 ・各種事業等への学びの郷ロゴマーク掲載 ・学びの機会の情報提供 ・市報生涯学習特集号「まなびい」発行、新潟県立生涯学習推進センター「ラ・ラネット」に生涯学習、社会教育、公民館事業などを掲載 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・例年と同じく、地域の子ども会(万条新田)野外自然学習として社会教育委員(深澤委員)を講師に水生生物調査を行った。現地にて生物採取を行い、講師からの説明を受けた。 ・女性学級は、女性の社会進出や余暇活動の充実のため各種講座、研修、視察等を行っている。R3年度については、コロナ禍の影響がある中、計画を見直し、可能な範囲での活動を行った。コロナ前に比べ登録者の減少は続いており、今後は事業内容等の見直しも必要。 | 既存の公民館講座は、生徒の固定化を生み参加者数は年々減少の一途にあります。また講座の内容もマンネリ化し、なかなか若い人たちの共感を呼ぶものとなり得ません。コロナ禍を背景としたオンライン講座の開設、手話講座等の出前講座の実施等、新たな講座の取組みを通じて、若い世代の好奇心を呼び起こすきっかけづくりにしたいと考えています。また女性の生涯学習に対する意欲は高く、引き続き女性学級をはじめとした各種学びの場を提供していきます。高齢者にも男女問わず余暇をどう充実させるか、既存の高齢者学級の充実とともに、個々の趣味の講座への参加を引き続き周知します。また世代ごとの学びを踏まえて、教育基本計画における生涯学習・社会教育システムのイメージプランである「学びの郷南魚沼プラン」が目指す世代間における学びの循環の実現へと進めることにより、性別等の階層に関わりなく学びたいことをだれもが学べる新たな学びの場へとつながるよう周知等に努めます。 | 社会教育課 | |
| | | 2 | 啓発のさまざまな手法による「活躍」による | <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催やウェブサイトや市報による広報など、さまざまな手法による啓発を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・推進プランのウェブサイトでの公表 ・(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトにて啓発記事を掲載 ・庁内各課で主催する男女共同参画関係セミナー・研修等の費用一部負担により、市全体の啓発活動の促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーを実施 ・推進プラン(R2評価とR3目標)をウェブサイトにて公表 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトにて啓発記事を掲載 | A | 市報・ウェブサイトへの啓発記事の掲載など、さまざまな手法により男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施した。 | 普及啓発のためセミナー等の開催、県のハッピー・パートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めてきました。引き続き、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。 | 企画政策課 |
| 教育による取組の充実 | ② | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・躍進段階にに応じた男女平等教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少なく男女混合での活動もあり、お遊戯会での本人希望での役変更、変更の際して保護者へ説明し了解も得ている。 | A | 子ども達からの様々な要望に対し適切な対応を継続していく。 | 保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されてきています。今後も発達段階や地域や児童・生徒の実態に即した適切な指導を進めます。 | 子育て支援課 | |
| | | 4 | に多様な職業選択の充実に | <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験・職場訪問などの学習機会の充実により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるようにします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・校長会などを通じ、様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中、昨年同様職場訪問などは取りやめとなったが、各学校において可能な活動を実施している。 ・特色ある学校づくり事業は例年どおり実施している。 | A | 現状況下でできることは行っている。 | 小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできました。男女共同参画の視点での取組により、徐々にではあますが、その考え方が浸透してきていると考えています。今後も継続して、男女が各人の能力、適性を考え、性別にとらわれず、さまざまな職業選択を可能にするための学習機会の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| | | 5 | 啓権性と生殖健康と | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や関係機関と連携し、思春期からの「性の健康教育」を継続実施することにより、10代での妊娠率減少を図ります。また、広報等も含めてプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を進めます。 ・中学3年生の「性の健康教育」受講後の性に関する知識・理解の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や関係機関と連携し市内4中学校の3年生を対象に「性の健康教育」を実施する。困ったときはSOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校(4校)すべてにおいて、3年生を対象に保健所等関係機関と分担し「性の健康教育」を実施した。 ・六日町地域づくり協議会の後援で六日町小・北辰小・六日町中・総合支援学校の保護者を対象に「性教育を学ぶ会」を実施した。 ・市内小中学校の学校保健委員会に参加する際は、課内で統一した資料を使い、SOSを出す事受け止める事の大切さを参加者に伝えた。 | A | 10代の妊娠届はR2年度に引き続き、2年連続で0人だった。 | 予期しない妊娠・出産は、その後の感染症や虐待につながる可能性があります。若年の妊娠出産は減少していますが、思春期から男女の体の仕組みや健康課題について学び、互いに理解し合う教育が必要です。現在中学3年生を対象に性の健康教育を実施していますが、今後も思春期から自分も相手も大切に考えることができるよう、また困ったときにはSOSを発信できるよう学校現場と連携し性の健康教育を継続していきます。 | 保健課 |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 | |
|--------------------------|---|---|--|---|---|---|--|--|---|--------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | | |
| II 男女が共に参画する活力あるまちづくり | ③ 家庭における男女共同参画の推進 | 6 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育サービス対応 | <ul style="list-style-type: none"> ほのぼの広場参加者数の増加 22,397人(H28)→25,000人(H33) | <ul style="list-style-type: none"> ・イオンと連携して行事を行う。 ・季節の行事「ごっこあそびの日」の継続 ・お楽しみ行事「おや子にこにこタイム」と保護者向けの「ほのぼの子育て講座」にわけて両講座月1回の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「親子にこにこタイム」毎月1回3会場開催 「子育て支援講座」年5回開催57組参加 「子育て支援学習会」年5回開催77組参加 「双子を育てる親の会」9組参加 土日にいろんな年代の方が参加できるよう、おりがみや紙あそび、手遊び、お歌の時間を実施。 R3参加者数20,309人 | A | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染防止対策として利用者人数を制限しながらの事業運営であったが多くの方から利用していただいた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園や認定こども園において延長保育、土曜保育、日曜保育を実施しています。近年、園児数の減少により、土曜保育など利用者が少ない場面もあり、保育環境も変化しています。今後も、園児の健全な成長を促すためサービス提供が必要と考えます。 ・ほのぼの広場は、入園前の親子の遊び場として利用は堅調に進んでいます。子育て中の相談として、子どもの成長に関する問い合わせには保育士では回答できないため、保健師など専門的にその場で相談・回答できる運営体制が必要です。 | 子育て支援課 |
| | | 7 | <ul style="list-style-type: none"> 積極的に子育てを支援する基盤の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポート登録会員数の増加 H28年度:148人→H32年度:160人 | <ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポート登録会員数 (R2)147人→(R3)160人 ・「ちよっぴり託児」の広報活動を行い、利用しやすい環境を整える。 ・提供会員の確保に努め、広報活動や市報掲載をする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てブックをリニューアルし、カラーで小型化しました。またWeb版も掲載し、子育て世帯がいつでもどこでも利用できるよう工夫しました。 ファミリーサポート登録会員数(実績) (R2)147人→(R3)160人 | A | <ul style="list-style-type: none"> 子育て情報の提供方法に新たな取り組みができ、ファミリーサポート登録会員も目標数の登録となり、今後の保育サービス提供の継続につなげていきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てブックについては、民間との協働事業としてリニューアルし、カラーで小型化するなど、利用者からより手に取ってもらいやすくなるよう内容を見直しました。 ・ひとり親家庭への自立支援事業は、利用者数は低調なものの、児童扶養手当現況届面談時には、転職を考える受給者に漏らさず親身に制度紹介する活動を続けます。 ・子育て支援サービスとして一時預かり保育、病児病後児保育、子育て支援センター(公立・私立)では乳幼児育児相談など各種支援を行っています。将来的には現体制を継続し、保育環境の変化に合わせて必要なサービス内容を検討していきます。 | 子育て支援課 |
| | | 7 | <ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部拠点校 1か所(H28)→3か所(H33) ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会などを通じて地域コーディネーターのスキル向上や各校のコーディネーターのつながりや連携を促進する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部数 3か所 ・地域コーディネーター配置校数 しおざわ本部 小学校6校 中学校1校 むいかまち本部 小学校5校 中学校2校 やまと本部 小学校6校 中学校1校 ・研修会 ・析産放課後子ども教室 ・土曜学習 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小中学校に地域コーディネーターを配置し、各校での活動を実施 ・各本部の情報交換会や学校関係者、地域づくり協議会も参加の合同研修会を実施 ・家庭教育支援の学習会や親子教室を開催 ・活動へ男女ともにスタッフとして参画 ・析産放課後子ども教室では、小学校の給食実施日に合わせ教室を実施(全194回) ・市内小学校6年生を対象とし、土曜日2時間で開催。テキストを使って、算数を学習する(全8回) | A | <ul style="list-style-type: none"> 子どもを育てる地域の連携促進事業として、学校教育課とともに学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動を実施しています。現在、南魚沼市家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」の支援員による市内5つの小学校の中に「しゃべり場サロン」という地域の母親、父親、祖父母等から子育ての悩み等を聞く部屋を設けてその悩みに対するアドバイス、助言を行う活動等へのサポートを続けています。部屋が空いている時は、自由に気兼ねなく誰でも入れることから、利用は非常に多くあります。また、最近は家庭教育支援事業での親の役割について学ぶ学習会に夫婦そろって参加する方も増えこれまでの男女間の固定的役割分担の意識がしだいに薄れつつあるように感じられます。子育てを地域として行う観点から「だんぼの部屋」の果たす役割りは大きいものがあります。「だんぼの部屋」の活動を中心に、引き続き家庭教育支援という観点からも男女共同参画の必要性の周知に努めます。 | 学校会教育課 | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・検診受診率の向上。(69歳以下の申込者に対する受診率80%以上)クーポン利用の継続。 ・安全な検診のPRと乳がん子宮がんの知識の普及啓発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成事業の周知を継続。 ・令和4年度より不妊治療が保険適用となることに伴い、周辺市町村の動きを確認しながら制度の見直しを開始した。 ・乳がん検診の受診率-82.5% 子宮頸がん受診率-76.3%。 ・乳がん検診は41歳、子宮頸がん検診は21歳の女性に対してクーポン券を発送・乳がん子宮頸がん検診ともに昨年度クーポン対象者で未受診者に対し再度クーポン券を発送した。 ・子宮頸がん-乳児全戸訪問時に資料配布と説明を実施。乳幼児健診の問診項目に検診受診を確認する項目を入れ、受診していない人に対しては、チラシ配布と説明で受診勧奨を実施。 ・乳がん-乳幼児健診カレンダーに乳がん検診申込書と健診に関する情報の載せたチラシを同封。 | <ul style="list-style-type: none"> ・夫を申請者とするケースや夫婦で窓口に来るケースが数件あった。 ・当初予算額から140万円を超えるほどの申請があった。 ・乳がん検診は目標を達成。子宮頸がん検診も受診率が回復している。 ・クーポン券を再発行し、R2年度にコロナ感染症の影響で受診しなかった人へ再度受診の機会をもうけた。 ・検診対象年齢の人に対して、様々な機会を通して広く丁寧な受診勧奨を行うことができた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> (1)これまで不妊治療や不育症治療の医療費助成事業に取り組んできました。今後も妊娠出産を希望する女性が制度を利用できるよう周知を図っていきます。 (2)乳がん検診、子宮がん検診については、H27年度から健診手帳及び特定の年齢に達した人(子宮頸がん21才、乳がん41才)に対しての健診無料クーポン券を発送し、がん検診の受診促進を図っています。また、2か月児訪問の際や乳幼児健診の際に受診勧奨を行っています。 (3)子宮頸がん予防ワクチン接種については、現在積極的接種勧奨が差し控えられておりますが、各種学会等から推進の提案があり、対象者への周知を開始しています。今後、定期接種として積極的接種勧奨が再開される可能性が高いため、国の通知に従い接種勧奨を検討して行きます。 (4)マタニティサロンは夫婦での参加が大半で、これから夫婦で子育てに臨もうとする姿勢が感じられます。夫婦で出産・子育てについてのイメージを抱くことができるよう、また不安や悩みごとを解決できるよう内容の充実に努めていきます。 | 保健課 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・機能分化に基づく医療提供体制の構築 ・常勤医師の確保と並行し、医師派遣による協力体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 育児中の職員に対しては、人事配置等について引き続き配慮していく。 男女ともに安心して社会参画ができる生活環境の実現のため、常勤医師確保に努めるとともに、ニーズの高い診療科については医師派遣協力体制がより強固なものとなるよう、派遣元医療機関との連携強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 育児中の職員が積極的に社会参画できるよう、人事配置や勤務シフトについて柔軟に対応を行った。 医師確保の取組においては、地域に不足する循環器内科の診療を強化すべく、寄附講座を拡充。これに関連し、令和4年4月から、2名の循環器内科常勤医による診療体制を整えることができた。 研修医受入による専攻医派遣についても常時2名体制を維持することができ、医療サービス提供の安定化につなげることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 市立病院では、人事管理面を中心に育児中の職員が積極的に社会参画できるよう努めた。今後も年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい体制づくりなど、安心して子育てと社会参画が両立できる職場環境の整備を推進していく。 持続可能な医療提供体制の構築について継続して取り組む必要があるものの、市長部局との連携により医師確保の取組が実を結び、市民ニーズに応える体制整備が大きく進んだ。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 常勤医師の確保について、寄附講座を活用して常勤医師の確保を行い、診療体制を整えることができました。 医療再編により医療機能の分化が進み、各医療機関の役割が明確になってきています。医療提供体制の確保については、今後も重点的に取り組みますが、男女共同参画における医療体制の整備については終了とします。 | 市民病院 | | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|----------|-----------------|-----------------------|---|---|---|----------------|--|--|--------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| | 9 | 男性の家事・子育て参画の促進 | マタニティサロン、乳幼児健診、育児学級等への父親の参加促進 (H28年度父親参加率:マタニティサロン82.6%、育児学級2.8%、4か月児健診10.5%、1歳6か月児健診7.8%、3歳児健診9.5%) | ・マタニティサロンへの夫婦での参加を促す。 ・乳幼児健診や家事育児への父親参加を促す。 | R3年度にこども家庭サポートセンターを開設し、母子手帳発行時に妊婦に対して保健師等の専門職による全員面談を開始し、父親への育児参加の啓発やマタニティサロンへの同伴を勧める体制を強化した。 | A | 全参加者のうち夫婦での参加率は96.2%。初産妊婦の参加者のうち、パートナーの参加は100%だった。 こども家庭サポートセンターでの個別相談で、丁寧な聞き取りと父親の育児参加の重要性を啓発出来た。 | 乳幼児健診への父親参加率は少しずつ増加傾向にあり、父親が子育てに参加している様子がうかがわれます。今後も訪問や健診の機会を通じて、男性の子育てや家事に対する意識を高めていきます。 | 保健課 |
| | | | 男性の子育て参画に向けた啓発の充実 | 保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。 | 保護者会への両親で参加もみられ、保護者会役員に関しても男性が会長職への就任もある。 | A | 保護者会への役員就任もみられ、そのほか保育園行事(親子遠足など)にも父親参加がみられている。 | 保育園行事、マタニティサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員の男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。家庭教育への父親の参加は、就業形態により関わり方は様々であると思われます。父と子で参加できる行事の提供を行っていきます。 | 子育て支援課 |
| | | | 平日を中心に行われている図書館での読み聞かせの事業等を土日などに実施することで若干ではあるが男性の参加も見られるようになってきたことから、土日祝の事業を増加させるなど、気軽に参加できる環境づくりに努めます。 | 幼児向けのよみきかせ等の事業を継続して実施し、男性も気軽に参加できるような環境づくりや啓発を行っていく。 ・土日祝日のイベント開催 ・コロナ対策をしっかりと実践し、児童コーナー等のオープンスペースでの開催を進める。 | ・土日祝日のイベント開催 24回 ・ブックスタート事業 男性参加者 41名 | A | 土日祝日のよみきかせ等の事業を継続して実施している。児童コーナー等のオープンスペースで開催し、参加しやすいよう声掛けをするなどしている。 ブックスタート事業に参加する男性は多くはないが、赤ちゃんと一緒に絵本に触れ、家族で楽しく温かい時間を共有することが大切だということ伝えていく。 | 南魚沼市図書館での「読書のついで」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせ等の「たんぼぼ座」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を狙いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。 赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しくあたたかい一時を家族で共有できるよう、引き続きブックスタート事業に取り組めます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。 | 図書センター |
| | 10 | の男女制がづくりして介護にかかわるため | ・認知症サポーター養成数の増加 延べ10,000人(H33) ・ふれあいいきいきサロン参加者数の増加(総合計画指標再掲) 20,500人(H33) | ・認知症サポーター養成講座の実施 中学校1年生を対象に実施、五十沢地域を中心に行っていく。 ・社協と協力し休止したサロンの再開、新規サロン立ち上げなどボランティア活動の周知・広報活動を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動可能期間は昨年度並みとなるが予想される。 ふれあいサロン延べ参加者数 6,000人 | ・認知症サポーター養成講座 合計24回実施、925人(延べ11,925人) 内 中学校:4校 (大和・六日町・八海・塩沢) 五十沢地区:8会場 延べ9回 ※地域への認知症普及啓発活動も兼ね、集落センター等で実施。 ・ふれあいサロン 延べ参加者数 6,854人 | B | ・認知症サポーター養成講座 中学校は、R2年度に未実施の学年も含め、地域のキャラバンメイトとも連携し、予定通り実施。八海高校の講座は、新型コロナウイルス感染拡大により中止。職域対象は、コロナ禍以降、受講者減少が継続。 ・ふれあいサロン コロナ禍でR2年度から休止中のサロンもあるが、ワクチン接種の促進等により再開サロンが前年度より増、サロン参加者も増加。 社協とコロナ禍のサロン活動について協議、個別活動や運営者による訪問なども条件付で助成対象となる特例活動を設定。 R3年度は、コロナの影響や運営ボランティアの高齢化等による担い手不足のため6サロンが廃止するも、新規に2サロンが立ち上がった。 | 市では在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発を、社会福祉協議会では介護者交流会の開催や各地区で行っている介護者の会に対する支援、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組んできました。 これらの取組に男性の参加者も少しずつ増えてきましたが、家庭内における介護については女性が担うことが多い現状です。介護の負担が1人の人に集中しないよう男女を問わない支えあいが求められています。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等も更に活躍が求められています。こうした現状を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動を実施します。在宅介護支援や介護予防事業等を通じて男女共同参画を推進することにより、介護人材不足の緩和を図り、地域全体で様々な角度から市民が関わり合い、高齢者をはじめ互いに支えあう地域包括ケアシステム構築の機運の醸成と深化を目指します。 | 介護保険課 |
| ④ | 地域における男女共同参画の推進 | の行政参画や区役所や区役所職員団体の女性性 | 行政区における女性役員の比率 5.6%(H28)→6.6%(H33) | ・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施 | ・行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施 ・行政区における女性役員の比率 (R2) 7.3%→(R3) 7.7% | A | 行政区長会における依頼やアンケート調査を実施した結果、女性役員比率は向上した。しかし、役員は年度ごとに交代することも鑑み、引き続き行政区長会における啓発と調査を行う必要がある。 | 行政区長会の際に行っているアンケート調査などを通じ、行政区における女性役員の登用について、推進を図ってきました。行政区の役員は、単独老人や母子世帯の増加を反映し、女性の参画が増えている傾向にありますが、世帯主が役員となる慣例がある、女性が役員になりたがらないなどの意見もあり、市民の意識の醸成が図られておらず、まだまだ男性の役員が多いというのが現状です。行政区等へ女性参画の推進について啓発を行い、意識改革を進めます。 | 企画政策課 |
| | | の等進男支のに女援育関共成す同交団画流体推 | 地域全体に男女共同参画の取組を拡大させるため、市民会議との情報共有の機会を増加させ、協力体制を構築しながら取組を進めます。 | 地域づくり協議会に(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーへの参加依頼 | (公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施に合わせて、地域づくり協議会への周知を行った。 | B | (公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施に合わせて、地域づくり協議会への周知を行ったが、参加はなかった。 | 令和元年度に男女共同参画市民会議が解散したことから、市民団体が現存なくなりました。令和3年度から、男女共同参画推進委員会を設立したことから、計画の推進について協議を行いながら取組を推進していくとともに、第4次計画では施策の基本的方向13「地域活動への支援」の一環として包括的に取り組みます。 | 企画政策課 |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|----------|----------------|--|--|--|---|---|---|--|--------------------------------------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| 進 | 13 | 地域活動への支援 | 女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→10協議会(H33) | 女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(R2)→6協議会(R3) | 役員に女性が就任している地域づくり協議会は 6協議会で、目標は達成できた。 | B | 女性役員が就任している協議会の数としては、 目標を達成できた。ただし、行政区長が充て職 として役員となっている協議会もあるため、継続 的に女性が役員として就任できている状態とは 言い難いと考えます。 | 地域づくり協議会では、女性の役員就任が増えたり女性部といった組 織が出来るなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、まだ 多くの役員を男性が占めているのが現状です。地域は身近な暮らし の場であり、地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力 にもなります。女性の地域活動への参加が進むことにより、多様な視 点からのアイデアや意見が採用され、充実した地域づくり協議会の事 業が行える環境づくりを推進していきます。 | U & I と き め き 課 |
| | | | 環境審議会委員の男女構成で女性委員の比 率 H28:10%→H33:30% | 改選時に留任の意思がない学識一般の委員が いた場合には、選出を女性委員となるよう選定 に取り組む。 | 議会選出委員について、女性が1名増えた。い ずれも議会選出委員ではあるが、女性が2名と なり、比率は上がった。 女性委員の比率実績 20% (男性8人、女性2人) | B | R3年度末に「学識一般」枠1名について、退任 の意向があり、後任者の推薦をいただいたが、 女性とはならず、比率の向上には繋がれな かった。 | 環境問題への女性参画に向けて、環境審議会委員への環境問題に 関心のある女性の登用に取り組んできました。しかし、環境問題に関 心のある女性の情報が少なく、委員への登用に結びついていないの が現状です。 今後は、重点目標6「市政における男女共同参画の推進」に含めて取 り組みます。 | 環 境 交 通 課 |
| | | | ・SNS等を利用した観光情報の発信総数のう ち、50%を女性の発信とします。 ・SNS等を利用した観光情報等の発信を女性 からも積極的に進めてもらえる仕組みづくりを進 めます。 | ・より多くの人に情報を届けられるよう、プログ での発信からSNS(Instagramなど)からの発信 を中心に、情報発信をしていく。 ・情報発信を継続していくよう、新規メンバーの 募集もする。 ・メンバー数が少ない新体制で、今後どのよう に効果的な活動ができるか検討していく。 | ・投稿数は減少したが、SNSを活用した情報発 信ができた。 ・ほくほくマガジンでのチームの紹介や市の PR、浦佐駅の観光発信など、様々な面で情報 発信ができた。 ・ホームページを女性をターゲットとしたものに リニューアルする方向で、検討を重ねてきた。ロ ゴを女性らしいものに変更し、ホームページや SNSが目に残るものになるよう改善した。 ・市の観光事業補助金の審査に参加した。女性 ならではの視点で今後の補助金について、アイ ディアを出した。 | B | ・依頼のあった情報発信の場を活用し、チーム や市のPRに努めた。 ・新体制での活動が充実するよう活動内容を調 整・検討した。 | 女子力観光プロモーションチームがブログにより、女性の視点による 観光情報の発信を行っています。 今後も地域DMO、雪国観光圏との関わりの中で、観光の魅力づくりに 様々な年代の女性が積極的に参加し、活動できるような支援を行 います。また、SNS等を利用した観光情報を多くの女性から発信でき る仕組みなどを検討していきます。 | 商 工 観 光 課 |
| | | | ・現状の組織の維持 ・地域コミュニティ協議会との連携促進 | 六日町婦人会の組織存続に向け、公民館とし てできることを探る。 | 市内に存続するのは六日町婦人会のみとなっ ているが、特に公民館として今後の組織体制や 事業連携等はしていない。 | C | 六日町婦人会のみとなり、組織を維持してい くためには行政区や地域づくり協議会との連携 が必要です。今年度も団体と関係する機会は 全くなく、今後も益々公民館との関係性は薄れ ていく現状において、目標に沿った成果がな かったというよりは、評価するに当たらないとい う状況が妥当と考えます。 | 婦人会活動への支援という観点から、補助金の交付による財政的な 支援、研修等への市バスの提供、各種事業への担当職員の派遣や 協力を行ってきました。 しかしながら、婦人会の数は年々減少しています(現在1団体)。今 後は、行政区や地域づくり協議会などにおいて、時代に即した活動が できるよう、包括的に推進していきます。 | 社 会 教 育 課 |
| 14 | ボランティア活動参加への支援 | ・社会福祉協議会に設置されている南魚沼市 ボランティアセンターを活用した、ボランティア 活動の紹介や啓発、研修を実施します。 ・ボランティア活動の広報を継続し、理解と参加 促進を図ります。 | (1)ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、 登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 (2)ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織 の強化、育成支援を目的に活動費を助成す る。 (3)ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活 動の支援を行う。 (4)ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和地域で行われる「八色の森市民まつり」 にボランティアブースを出展し、ボランティア活 動の周知とボランティアの募集を行う「ボラン ティアふれあいまつり」を支援する。 (5)24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリ ティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行 う。 (6)災害ボランティア研修会開催事業 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対応 できるよう市民対象に研修会を開催する。 (7)災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見 舞金品を支給する。 (8)除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボラ ンティアを派遣する。また、除雪ボランティアのす そ野を広げるために県内外に対して除雪ボラン ティアを養成する。 | ボランティア受付登録者数:実数1,422名延登録 者数2,066名(103グループ) ・ボランティア研修会(地域(子ども)食堂立上げ 研修会)114人参加 ・愛は地球を救うキャンペーン(新型コロナウイルス 蔓延防止のため街頭募金を中止) ・ボランティア視察研修会(中止) ・社協日より年6回ボランティアの記事を掲載 ・南魚沼市介護支援ボランティア制度(登録ボ ランティア数50人、受入施設18施設、清算ポ イント数293ポイント) ・八色の森市民祭り(新型コロナウイルス蔓延 防止のため中止) ・災害ボランティア研修会29人参加 ・除雪ボランティアを要配慮世帯等25世帯に派 遣(活動延べ人数145人) | B | ・ボランティアセンターの運営 関係機関等と連携しながら、ボランティアに対 する研修会や交流会事業を行ったことで、活動 の活性化やボランティア同士のネットワークの 推進を図ったが、新型コロナウイルス蔓延防止 のため予定されていた愛は地球を救うキャン ペーンやボランティア視察研修会、八色の森市 民祭り等が中止となった。 令和3年度も新型コロナウイルス蔓延防止のた め、施設や病院、学校等でボランティアの受入 が中止となり、介護支援ボランティア制度(ボラ ンティアポイント)や団体の活動が縮小してい る。 ・個人ボランティアの活動やなじもネット等 について、積極的に情報発信を行い、ボラン ティア人口の底上げに努めた。 ・新型コロナウイルス蔓延防止のため、県外の 除雪ボランティアが募集できず、市民に呼びか けを行い、除雪ボランティア活動に参加して もらった。 | 南魚沼市社会福祉協議会内に設置している南魚沼市ボランティアセ ンターでは、ボランティア活動のコーディネートや、運転や傾聴のボラ ンティアの養成に取り組む一方、既存のボランティアグループには資 質向上と団体育成のための研修会などを行ってきました。 ボランティアに関する活動内容の周知等、広報活動を継続して行い、 参加者の底上げと活動の場の増加を目指します。また、若い世代へ の情報発信の方法についても検討し必要な改善に努めます。 | 福 祉 課 | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|-------------------------|----------|--|---|--|---|--|--|---|--|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| ⑤ 職場・労働における男女共同参画の推進 | 15 | 【事業主への働きかけ・後押し 「活躍」】 | 新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H28)→20社(H33) | ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R2)22社→(R3)24社 | ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報に啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R2)22社→(R3)25社 | A | 登録企業数が順調に増加しているため、引き続き周知に取り組む。 | 男女共同参画市民会議(R元年度解散)主催の講演会の会場で市内の「新潟県ハッピーパートナー企業」登録企業の取組を紹介した啓発パネルの展示を行うなど、その周知と登録促進に努めてきました。「ハッピーパートナー企業」の登録を増やすためには、登録したことによるメリットや制度の周知に加え、市独自のメリットの設定などが必要です。令和4年度から独自施策を開始していますが、引き続き県や関係団体と連携を図りながら、企業に対して情報提供を継続的にまいります。 | 企画政策課 |
| | | | ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増) | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。 | C | 従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。 | ハローワークと連携し、市内企業に対して、女性活躍に向けた意識啓発や、企業の方針決定過程への女性の参画推進を進めてきました。少子高齢化や人口減少といった社会環境の変化が進む中、女性の活躍がますます重要となってきたことから、引き続き女性活躍に向けた意識啓発を進めます。 | 商工観光課 |
| | 16 | 【のフワ 活躍】 周・パ ク・ラ ・促 進 ス イ | 企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業に各制度の周知 | C | 従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。 | ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、関係機関と連携し、ポスターの掲示などにより周知を図ってきました。その意義については浸透していることから、働きたい人が、性別・年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりを促進するため、国の支援制度等の普及啓発を行います。 | 商工観光課 |
| | | | 関係機関と連携し、就職を望む女性に対する能力開発の機会などの情報提供や市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施 | 市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業に各制度の周知 ・ハローワークと連携し、市役所庁舎にハローワーク求人情報を設置 ・企業紹介動画により企業を紹介し就職の促進 | B | (一社)南魚沼市まちづくり推進機構に委託し、企業紹介動画を作成したことで動画による市内企業の周知ができた。 | ハローワークと連携し、ポスターやパンフレット等により支援制度を周知するとともに、(一社)南魚沼市まちづくり推進機構と連携し、動画による市内企業の紹介を進めてきました。引き続き関係機関と連携し、就職を望む若者・女性の職業選択の幅を広げ、円滑に就業できるように支援を進めます。 | 商工観光課 |
| | 17 | 【就 労 に 関 する 支 援 「活躍」】 | ・就労前支援プログラムの実施 ・就労体験活動の増加 | ・利用者の状況に合った就労前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就労支援 ・社会福祉協議会就労準備支援事業の活用 | ・就労前支援プログラム実施回数 働く講座 3回 ・就労準備・体験実施回数 就労準備 2回 職場見学 1回 | A | ・長岡地域若者サポートステーションから講師を迎え「働くための準備講座」を実施 ・個々の利用者に応じた職場見学や就労準備を実施 ・長岡地域若者サポートステーションなどとの連携による就労支援や障がい者就労・生活支援センター「あおぞら」との同席相談を実施 | 若者の就労支援として、「職場見学」や「働く講座」などを実施し、参加者は年々増加しています。参加者からは就労に対する不安要因を解消するための支援が求められています。引き続き、市関係部署や関係機関と連携しながら就労の前段階の職場体験など利用者ニーズを把握しながら段階的なプログラムの充実を進めていきます。 | 子 支 援 セ ン タ ー 若 者 相 談 |
| | | | 創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0% | ・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人以上(33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人以上(33%) ・家内労働(内職)情報の周知 | ・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー(4回2クール) 参加者35人、内女性15人(43%) ・創業個別相談会(3回) 参加者3人、内女性1人(33%) ・家内労働(内職)情報の周知 | B | ・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。 ・新たに家内労働(内職)情報の発信ができた。 | 働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。創業支援セミナー参加者のうち女性の参加者は増加し、引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施するなど、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。今後は、施策の基本的方向21「男女がともに経営に参画できる自営業や農業者への取組」に含んで推進します。 | 商工観光課 |
| | 19 | 【施 労 働 相 談 の 実 施 「活躍」】 | ・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫 | ・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知 | ・市内での出張労働相談開催の支援 市内開催1回 相談者0人 ・出張労働相談(1回)、休日労働相談会(2回)について、市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置、市報等において開催周知 | C | 従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。 | ハローワークや県などが開催する事業について、周知を行ってきました。引き続き、女性のキャリアや能力向上に必要な技術の取得に向けた情報の発信を行います。 | 商工観光課 |
| | | | 【善 活 の 働 環 境 改 進 「活躍」】 | ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供やセミナーを実施します。 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。 | ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。 | C | 従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。 | ハローワークや県などが開催する事業について、周知を行ってきました。引き続き、女性のキャリアや能力向上に必要な技術の取得に向けた情報の発信を行います。 |
| | 21 | 【業 男 や 女 農 業 者 と も に 経 営 に 参 画 で き る 自 営 「活躍」】 | ・家族経営協定25戸/年 ・女性認定農業者15人/年 | ・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人 | ・家族経営協定 2戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人 | C | PR、働きやすい環境づくりなどの活動が困難である。今後、新規就農者相談等、関係機関と連携して、促進していきたい。 | これまで「農地プランなどを推進しながら、地域の中心的経営体の育成や農地の集積、集約化を図る中で、女性が農業や経営等に参画できるように取り組んできました。しかし、農作業は男性が担うことが多いのが現状で、女性認定農業者・家族経営協定とも目標とする数値には届いておらず、今後も、女性が参画できるような雰囲気づくりを行っていく必要があります。引き続き、関係機関と連携し農業振興関係の部会や交流会などを通して、女性認定農業者・家族経営協定増加に結び付く環境づくりを目指します。 | 農 業 農 林 委 員 会 |
| | | | 創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0% | ・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人(33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人(33%) | ・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー(4回2クール) 参加者35人、内女性15人(43%) ・創業個別相談会(2回) 参加者3人、内女性1人(33%) | B | ・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。 | 平成27年度から、国の「創業支援事業計画」の認定を受け創業支援に取り組んでおり、創業支援セミナーなど市の支援について周知が進みました。引き続き、関係機関と連携しながら、創業の機運の醸成と各種支援策の周知を図ります。 | 商工観光課 |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|----------------------|-------------------|------------------------------|--|--|---|-------------------------------|--|---|-------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| ⑥ 市政における男女共同参画の推進 | 22 | 性種性の委員登用、極大審議決定過程への女性の活躍 | <ul style="list-style-type: none"> 行政委員会における女性の構成比率 9.8%(H28)→10.5%(H33) 審議会等における女性の構成比率 24.9%(H28)→28.0%(H33) | <ul style="list-style-type: none"> 審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) 行政委員会における女性の構成比率 (R2)16.1%→(R3)現状維持 審議会等における女性の構成比率 (R2)23.5%→(R3)28.0% | <ul style="list-style-type: none"> 審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) 行政委員会における女性の構成比率 (R2)16.1%→(R3)15.6% 審議会等における女性の構成比率 (R2)23.5%→(R3)24.8% | B | 庁内に向けた周知・依頼を行ったが、行政委員会の構成比率は減少した。任期により比率が変化しにくい年度もあるため、任期満了時に配慮がなされるよう、継続して働きかけを行う必要がある。 | 審議会等においては、審議会設置時や任期満了による改選時の人選の際に、女性委員の比率に配慮するよう各部署に働きかけを行いました。審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、女性を加えた多様な意思を方針決定に反映されるためには、さらなる登用拡大が必要です。今後も審議会等委員への女性の参画に関する数値目標を設け、女性委員の登用についての配慮や、女性委員がゼロの審議会を解消することに向けた働きかけを行います。 | 企画政策課 |
| | | 市民の参画機会の創出 | <ul style="list-style-type: none"> 来場者数の性別把握 市政懇談会への女性の増加 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点で市政懇談会の計画を立てることが困難。開催可能となった際には、図書館や子育ての駅「ほのぼの」に加え、現六日町観光協会の跡地に設置を予定しているイノベーションセンター(仮称)などで開催するなど、男女幅広い年齢層が参加できる工夫を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、市政懇談会を実施することができなかった。 | C | 市政懇談会を実施することができなかった。 | 市政懇談会は、平成29年度から日中や託児所利用可能の開催を行うことで新しい層の参加者が見られましたが、新型コロナウイルスの影響により令和2～3年度は市政懇談会を開催することができませんでした。今後も引き続き市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりに向け、男女問わず幅広い層の市民が参加し意見・提言しやすい機会となることを目指します。また市民が一方的に意見などを述べる場ではなく、行政と市民がそれぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場となることを目指します。 | 秘書広報課 |
| | 若者まちづくり会議への参加者の増加 | 「若者まちづくり会議」が行われていないため、目標はなし。 | 事業は休眠中 | C | 未実施のため。 | 令和元年度から「若者まちづくり会議」は実施されていません。 | U め き 課 と き | | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 | |
|---------------------------|---------------------|--------------|--|---|---|---|--|--|---|-----|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | | |
| Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり | ⑦ DVの防止・対策の推進 | 24 | 予防・啓発【D】 | 現在DV防止法の対象外になっているデートDV(同居していない交際相手からの暴力で、中高生・大学生など若年カップルにも増加している)を含めた啓発活動の推進 | ・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・小学校10校 ・中学校4校 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時) | ・小中学校において人権擁護委員による「人権教室」を開催した。 ・小学校4校6回 ・中学校4校4回 ・ポスター掲示等により相談窓口の周知を図った。 | B | ・人権擁護委員により人権教室を開催し、小中学校の生徒に人権啓発事業を行うことができた。 ・市内でDVIに関する講演会を開催することができなかったため、講演会の情報提供を行うことができなかったが、ポスター掲示等により相談窓口の周知を行った。 | 新型コロナウイルス感染症が発生する以前は、市内の小・中・高校で人権擁護委員が人権教室を開き、若年層の人権意識の向上を図ってきました。今後も人権擁護委員と連携して、若年層も含めた市民の人権意識の向上を図っていきます。 | 市民課 |
| | | | DV予防啓発活動の推進 | ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る | 新型コロナウイルス感染症が終息しないため、市民のストレスが大きくなったことにより、DVの危険性が高まったため、国の開設したDV相談窓口をウェブサイト追加する等市ウェブサイトの更新を図った。 | A | ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図った。 | ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図りました。人権意識を高め、暴力のない地域社会の構築を図るため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行いました。DVによる被害は児童虐待を伴う場合も多く、引続き深刻な社会問題となっています。また、若年層での交際相手からの暴力(デートDV)も課題となっており、支援に当たっては、被害者の背景事情に十分配慮した対応が必要です。こうした状況を踏まえ、新しい形の暴力に対しても的確に対応したDVに関する理解と予防啓発及び相談窓口の周知を図ります。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱え込まないよう、啓発活動に取り組みます。 | こども家庭サポートセンター | |
| | | 相談支援【D】 | SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの多様化による新しい形の暴力に対応した予防啓発と被害等の相談窓口の周知 | ・関係部署からの情報収集により潜在対象者に対して支援制度を周知し、迅速な対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・女性のための人権相談1回 | ・ポスター掲示等により相談窓口の周知を図った。 ・市民から相談があったときは相談機関や窓口を案内した。 ・人権なんでも相談所9回 ・女性のための人権相談1回 | A | ・窓口の周知や相談の機会の提供をすることができた。 | 相談窓口の「たらい回し」が発生しないよう、総合窓口で相談内容を十分に聞き取り、適切な窓口へつなぐよう努めてきました。人権擁護委員による「人権なんでも相談所」を毎月、市報で周知しているほか、毎年11月の「女性の人権ホットライン」強化週間に合わせ、ポスターの掲示や「女性のための人権相談所」開催の市報への掲載など、情報の周知に努めました。また、県や外部団体が開設している相談窓口や講演会等のパンフレットなどを正面玄関に設置したり、ポスターを掲示したりして、窓口の周知、情報提供に努めています。窓口での聞き取りのスキルアップや関係部署との連携強化を図り、今後も市民が必要となきいつでも情報が得られるよう、窓口の情報提供に努めます。 | 市民課 | |
| | ⑧ 虐待・暴力の防止・対策の推進 | 26 | 予防・啓発【D】 | 人権擁護委員が実施する人権相談や、市内の学校での「人権教室」など啓発活動の充実 | ・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・小学校10校 ・中学校4校 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時) | ・小中学校において人権擁護委員による「人権教室」を開催した。 ・小学校4校6回 ・中学校4校4回 | B | ・人権擁護委員により人権教室を開催し、小中学校の生徒に人権啓発事業を行うことができた。 ・一般市民を対象にした虐待防止の啓発事業を行うことができなかった。 | 新型コロナウイルス感染症が発生する以前は、市内の小・中・高校で人権擁護委員が人権教室を開き、若年層の人権意識の向上を図ってきました。今後も人権擁護委員と連携して、若年層も含めた市民の人権意識の向上を図っていきます。 | 市民課 |
| | | | 関係部署、関係機関等との連携強化 | 関係機関との会議や研修開催をとおして、児童虐待に関する予防啓発と相談窓口の周知を図る。 ・要保護児童対策地域協議会各種会議開催 ・児童虐待対応研修会開催 ・市内保育園、学校訪問 | ・要保護児童対策地域協議会各種会議開催 ・児童虐待対応研修会開催 ・市内保育園、学校訪問 | A | 関係機関との訪問や会議、研修会をとおして、児童虐待に関する予防啓発と相談窓口の周知を図った。 | ポスターやチラシ、カードを配布、設置して相談機関・窓口の周知を図りました。民生委員・児童委員研修等を通じてDVIに関する知識や相談窓口の周知を図りました。ウェブサイトを活用して、DV相談窓口の周知を図りました。今後も関係機関に相談窓口を周知するとともに、チラシやウェブサイト等活用して相談窓口の周知を図ります。窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップと体制づくりを行います。 | こども家庭サポートセンター | |
| | | | 障がい者相談窓口の相談件数の増加 509件(H28)→600件(H33) ・理解促進・普及啓発のための研修回数 1回(H28)→6回(H33) | ・関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 ・市報を活用した啓発活動を実施する。 ・ITも活用し、支援者、地域住民等のための研修会を実施する。コロナの影響もあるため、回数を見直した。理解促進普及啓発事業 3回/年 | ・障がい理解のための「理解促進普及啓発事業」を年間6回実施した。当事者理解を深めるためにピアサポーター講座を3回、学齢期からの理解促進のため小学校での当事者(ピア)研修、市職員向けにも当事者(ピア)研修を実施した。 ・市報を活用し啓発活動を実施した。 ・市の窓口への相談件数は335件。 | A | ・コロナ禍ではあったが、感染に留意し普及啓発の研修を実施した。また学校、地域、民生委員、市職員といった広い分野の対象者に向けて啓発研修を実施できた。 | ウェブサイトや市報を活用して虐待に関する知識と予防啓発、相談窓口等の周知を図っています。また、理解促進・普及啓発のための研修により、障がい者への虐待について認識を深めるとともに、市民及び関係者等への広報・啓発活動を進めています。第4次計画に向けて、DV防止基本計画として整理するにあたり、配偶者等からの暴力被害者への支援と防止、という観点から、具体的目標(指標)を整理する必要があります。 | 福祉課 | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|----------|----------|---------------|---|---|---|----------------|--|--|---------------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の基本的な知識について住民周知 高齢者の介護や生活支援を知る機会の充実により、知識や技能がないことによる高齢者虐待を予防 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止を含めた「高齢期の権利侵害予防・自分のこれからを今から考える(仮)」として市民向け講話プログラムを作成。一般高齢者向けに講話を行う。 市報に高齢者虐待防止に向けた早期発見・見守り活動の周知について掲載(高齢者見守り強化月間にあわせて実施) | <ul style="list-style-type: none"> 高齢期の権利擁護普及として高齢者目線のパンフや事例紙芝居を作成し、高齢者虐待防止、消費者被害防止、自分の権利を護る取組について高齢者対象の普及・啓発活動を実施。五十沢地域 8会場9回(認知症サポーター養成講座とタイアップ)地域のサロン 1会場1回 広報掲載 2月1日号(高齢者見守り月間)高齢者虐待の早期発見の重要性、相談窓口の周知 | A | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者自身を対象にした権利擁護の取り組みのツールを新たに作成し、地域で普及啓発活動ができた。特に虐待要因の高順位である認知症の予防や対応とのタイアップは、相乗効果が期待される。 高齢者自身に、元気なうちから「自分の判断力が低下しても、自分はどうのように生きていきたいか」を考え、自分の意思を示すことの重要性を伝える活動として展開した。R4年度も継続する。 | <p>高齢者虐待に関する対応状況報告を毎年実施してきました。国の標準統計に加えて、南魚沼市独自の統計分析を行い、関係機関に報告、資料配布を行いました。また、民生委員、課内研修、関係機関への研修を行いました。</p> <p>一般市民向けには、広報を活用した啓発、権利擁護講座を企画し、地域に出向き高齢期の権利を守る為に自らがすることの普及に取り組みました。</p> <p>今後はさらに市民向けの権利擁護講座の充実に取り組みます。</p> | 介護保険課 |
| | | 相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> 市の関係課の他、人権擁護委員、各種相談窓口の充実と周知 | <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待、高齢者虐待など、関係部署から情報を得ながら潜在対象者への迅速な対応を行う(随時) 人権擁護委員による人権相談の継続 人権なんでも相談所9回 弁護士や司法書士の法律相談など市報に掲載して周知(随時) | <ul style="list-style-type: none"> 人権なんでも相談所9回 人権なんでも相談所、くらしの無料法律相談会の日程を市報に掲載して周知を図った。 窓口相談にきた市民に相談窓口を案内した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 窓口の周知や相談の機会の提供をすることができた。 | <p>相談窓口の「たらい回し」が発生しないよう、総合窓口で相談内容を十分に聞き取り、適切な窓口へつなぐように努めてきました。人権擁護委員による「人権なんでも相談所」を毎月、市報で周知しています。</p> <p>県や外部団体が開設している相談窓口や講演会等のパンフレットなどを正面玄関に設置したり、ポスターを掲示したりして、窓口の周知、情報提供に努めています。</p> <p>窓口での聞き取りのスキルアップや関係部署との連携強化を図ります。</p> <p>今後は市民が必要なときにいつでも情報が得られるよう、窓口の情報提供に努めます。</p> | 市民課 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 相談に対応する専門員のスキルアップ 研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 相談者に寄り添った相談活動を行う。 児童虐待の困難ケースに対しては多機関で情報共有し協働して支援していく。 DV支援については相談者の安全を確保できる体制をとりながら、自立して生活できるよう関係機関と協働して支援していく。 | <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の困難ケースについては、多機関で情報提供し連携を取りながら対応した DV支援は、関係機関と連携して相談者の自立した生活が送れるよう支援をした | A | <ul style="list-style-type: none"> 相談者の意向を確認しながら、希望に沿うように、関係機関と連携して支援にあたった。 | <p>被害者の安全と人権を守るため、相談室の確保に努め相談しやすい環境づくりを図りました。配偶者暴力防止に関する会議や支援者研修に参加し、知識習得や相談対応の理解を深めました。</p> <p>被害者の複雑かつ困難な相談内容に対応するため、継続して相談従事者のスキルアップとノウハウの習得に努めるとともに、被害者の状況に応じた相談・支援に努めます。</p> <p>高齢者や障害者からの相談や同伴児童がいる場合などは、関係機関と連携して支援します。</p> | こども家庭サポートセンター |
| | | 27 | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施 「相談支援センターみなみおぬま」及び「福祉サービス提供事業者」等との一層の連携 権利擁護部会による福祉サービス提供事業者向け研修会の開催回数の増加 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 スキルアップ研修の開催。2回/年。 相談支援専門員が情報共有できる場の設置。 相談支援事業所連絡調整会議の開催。12回/年。 | <ul style="list-style-type: none"> 委託相談先での相談実績は延べ1,021人14,600件。委託相談先には社会福祉士など専門職を複数人配置している。 地域の支援者のスキルアップの為、スキルアップ研修を1回実施した。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 専門職を複数人配置し、相談があった際に、見逃すことなく適切な関係機関につなげる体制整備に努めている。相談件数は前年に比べ増えてはいないが、コロナにより訪問等の機会が減少したためと考えている。 コロナ禍のため、ZOOMを活用した研修会を実施しスキルアップの機会を提供した。今後も継続し実施の予定。 | <p>市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有を行っており、相談体制の構築に努めています。また、虐待等が疑われるサインを見逃さないために、民生委員児童委員や、介護サービス提供者等に対して継続した研修を行うことで、連携を強化しています。</p> | 福祉課 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の関係機関・関係者との連携の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員に対する高齢者虐待の基礎知識と民生委員の役割について研修を実施 介護保険課内高齢者虐待防止研修会を実施。 南魚沼市高齢者虐待対応マニュアル、対応手順の見直しを行い、関係機関に周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員向け研修(講師:弁護士)3地区各1回 延べ128人 高齢者虐待防止の基礎知識と民生委員の役割について。 市の対応状況の統計分析と実際の対応事例を報告、現状と今後の連携を再確認。 介護保険課新任職員研修会 職員12人。 高齢者虐待対応は自治体の責務、具体的な対応手順、日頃業務での気づき等について。 南魚沼市高齢者虐待対応手順 虐待の深刻度を決定する新たな指標を内部で共有し、一部を変更。(全体見直しはR4年度) 関係機関への研修 市内医療機関 2箇所より依頼あり。 職員向け 高齢者虐待防止に関する基礎知識等 | B | <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員研修 就任1年以上経過した民生委員活動に慣れてきた段階での実施。民生委員の役割への質問や、家庭内トラブルに関わる困難感なども率直に話題となり、民生委員の実情も把握し、今後の連携を検討する機会となった。 関係機関研修 医療機関からの要請は初めて。 高齢者虐待を発見しやすい立場の医療機関職員に研修できたことで、今後の連携をより具体的にすることにつながる。医療現場での高齢者虐待にも言及し、職員としての振り返りをしてもらう機会とした。 高齢者虐待防止対応マニュアルおよび手順書の改訂 未完成。現場の実情を踏まえながら、虐待を解消できる対応のPDCAサイクルが機能するように、見直しと修正が必要。 | <p>高齢者虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターがあることは周知されてきました。特に介護サービス事業所は、日頃からのつながりがあり「気になる」段階からの相談がよせられることも増えています。障がい、生活困窮、子育て、保健など別の支援機関からの情報提供も増えており、分野を超えた相談窓口の周知は広がっていると思われ。</p> <p>更に分野を越えた重層的支援体制の充実と、一般市民、ボランティア団体等、市民に対して「相談」と「窓口」の普及啓発を進めていきます。</p> | 介護保険課 |
| | ⑨ | ハラズメントやいじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> 予防・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> チラシ配布等の啓発回数の増加 | <ul style="list-style-type: none"> 小中学校、保育園への訪問 | A | <ul style="list-style-type: none"> 小中学校、保育園へ訪問し予防啓発を実施した。 | <p>市内小中学校、総合支援学校及び保育園、認定こども園を訪問し、児童虐待の予防や早期発見のポイントをまとめたチラシを配布し、児童虐待の予防啓発を図りました。</p> <p>今後は、全国共通ダイヤル「189」で24時間対応が可能であることの周知を行います。</p> | こども家庭サポートセンター |
| | 28 | | <ul style="list-style-type: none"> いじめを防止するための啓発活動の実施 道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> いじめを防止するための啓発活動の実施 道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> いじめは人権侵害であるという認識を、児童生徒だけでなく保護者へ周知し、いじめを許さない雰囲気を醸成している。 いじめの認知件数は軽微なものも積極的にカウントし、早期の発見と対応を行っている。 | A | <ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見と解決に努め、重大事案の発生がなかった。結果として認知件数は増加しているが、積極的な把握の結果と考えている。 | <p>人権意識を高め、差別や偏見がなく男女がともに支え合う地域社会構築のため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要です。このため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行っています。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱え込まないよう、ハラズメントやいじめの防止に向けた啓発活動に取り組みます。</p> | 学校教育課 |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 | |
|--|------------------------------|--------------|---|--|---|--|---|--|---|-----|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | | |
| | II ・ 対策 の 推 進 | 29 | 相談支援 【DV】 | ・市内小中学校、学童保育などでの人権啓発の充実 ・広報誌等による相談窓口や子ども110番の周知充実 | ・法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を行った。 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室10校 ・中学生一日人権擁護委員 ・中学生人権作文コンテスト ・子どもの人権110番強化週間 ・市報掲載 | ・法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を行った。 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室4校6回 ・中学生一日人権擁護委員2校 ・中学生人権作文コンテスト ・子どもの人権110番強化週間 ・市報掲載 | A | ・新型コロナウイルス感染症により回数等は減少したが、小・中学校で人権啓発の事業を進めることができた。 | 新型コロナウイルス感染症が発生する以前は、市内の保育園を人権擁護委員が訪問し、幼少期からの人権意識を育成してきました。また、市内の小・中・高校でも人権擁護委員が人権教室を開き、若年層の人権意識の向上を図ってきました。また、毎年8月末～9月初めにかけて全国で一斉に行われる「子どもの人権110番」強化週間を市報に掲載し、相談窓口の情報提供を行っています。今後も人権擁護委員と連携して、若年層も含めた市民の人権意識の向上、相談窓口の周知を図っていきます。 | 市民課 |
| | | | 相談を受ける担当者の研修回数の増加 | 相談対応職員の各種専門研修へ参加し職員一人一人のスキルアップを図る。 | 要保護児童対策調整機関調整担当者研修会へ6日間参加 | A | 相談対応職員が専門研修会に参加し、スキルアップを図った。 | 相談対応職員の各種専門研修会へ参加し、職員一人ひとりのスキルアップを図ります。 | 子どもセンター 家庭 セ ン タ ー | |
| | | | いじめの早期発見と、相談支援体制の充実 | 教育相談及び支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した相談支援を実施する。 | スクールソーシャルワーカーの週4日勤務により、関連する学校や関連部署と緊密に連携し、様々なケースについて対応を継続している。 | A | 週4日の勤務により、問題を抱えた児童生徒に継続して係わることができている。学校からのオーダーを受ける学校教育課の窓口を集約し、スムーズに支援に入れる体制を整えた。 | 市の関係部署と連携しながら、情報の把握・共有するとともに、教育相談指導主事とスクールソーシャルワーカー配置したことで相談体制がさらに充実してきています。今後も複数担当で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや精神的負担の軽減を図る必要があります。各学校では、これまで以上に一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かい観察及びアンケート調査等による実態把握に努め、組織的にいじめなどの早期発見・早期解決を図ります。 | 学校教育課 | |
| ⑩ DV ・ 虐待 被害 者 支 援 の た め の 連 携 体 制 の 強 化 | | 30 | 関係機関・関係課間の連携体制づくり 【DV】 | 情報共有体制の充実 | ・被害者の居住地自治体関係部署との連携(随時) ・現在支援者に対して全庁体制で情報保護(随時) ・必要に応じて、相談機関や関係部署への紹介、情報提供 | ・被害者の居住地自治体関係部署との連携し、被害者の保護に努めた。 ・現在支援者に対して全庁体制で情報保護に努めた。 ・必要に応じて、相談機関や関係部署への紹介、情報提供を行った。 | A | ・被害者の保護のため、他自治体や庁内関係部署との連携を図ることができた。 | 被害者の居住地の自治体関係部署と連携し、被害者の支援を実施してきました。庁内の関係部署と情報共有し住所情報が流出しないよう、被害者保護に万全を尽くしています。窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップを図ります。 | 市民課 |
| | | | 情報共有体制の充実 | ・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有を適時実施する。 | 他自治体へ転入、転出異動した場合、支援が途切れがないよう情報連携を行った。 ・虐待対応及び支援のため関係機関と情報共有するため、ケース会議を適時実施した | A | ・自治体間の情報提供は、事前に転出先に電話連絡をし情報提供を行い、さらに2週間以内に転出先にケース記録を送付し、途切れのない支援が続くようにした ・虐待やDVが疑われる相談、情報があつた各部署の職員からの情報提供が行われた | 被害者の状況に応じて、関係機関と連携して対応しました。転入・転出等で被害者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を行いました。住民票等について、関係部署との連携により住所情報が流出しないよう、被害者保護に万全を尽くしています。被害者の安全を最優先し負担軽減のため、諸手続きの同行支援を行いました。被害者は加害者から逃れて離婚や居住地を変更することがあり、経済的に影響が生じます。そのため、ひとり親や生活困窮者のための福祉制度の適切な情報を提供するとともに、関係機関と連携して生活の安定と自立を促進します。今後も被害者の意思を尊重しながら、状況に応じて同行支援を行います。児童を伴って避難する場合、必要に応じて児童相談所及び教育・子育て支援部署と連携して支援します。 | こども家庭サポートセンター | |
| | | | 「いじめ問題対策連絡協議会」等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実 | 引続き、南魚沼市いじめ問題対策協議会を定期的に開催していく。 | ・いじめ問題対策連絡協議会を8/5に開催した | A | ・重大事案の発生はなかったが、速やかな問題解決が図られるよう、継続して定期的に対策協議会を開催した。 ・対策協議会では、委員一人一人から日頃の取組等について報告を受けた。 | 学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化します。 | 学校教育課 | |
| | | | ・学校などの依頼により、教育相談を実施 ・関係機関との情報共有を行い、連携体制を強化 | ・相談体制のわかりやすい周知 学校の管理職や担当者への説明会 市内全児童・生徒の保護者へチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 近隣市町の高校訪問 ・学校や学校教育課などとの連携強化 ・子ども・若者支援地域協議会での関係機関との情報交換や研修会の実施 | ・R4年度に向けた子ども・若者育成支援センター事業計画の策定 ・新たな当センター紹介チラシを作成 市内全児童・生徒の保護者へのチラシ配布 近隣市町の高校訪問を実施 ・子ども・若者の支援従事者を対象とした研修を実施 | A | ・子ども・若者支援地域協議会など会議での関係機関への説明 ・当センターの紹介チラシに相談の流れを記載 ・市内の学校の教職員や児童・生徒の保護者へチラシ配布 ・市報での相談窓口の掲載 ・連携の促進につながる研修の実施 | 当センターでは、被害者からの相談機関(学校教育課など)の依頼により、不登校状態の子どもへの対応を行ってきました。今後は、人権教育・啓発推進計画において取り組めます。 | 子どもセンター 若 者 相 談 支 援 | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|---------------------|----------|---|--|---|--|--|--|---|------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| | | | 民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施 情報共有体制の充実 | ・市民児協の総会において児童相談所長を講師に招き「児童虐待の早期発見と初期対応について」の研修を実施する。 ・各地区定例会において「こども家庭サポートセンター」職員を講師として招き、虐待等に関する研修を実施し、特に新任委員への虐待に関する研修機会を設ける。 ・新型コロナ関係により各種研修会が中止や延期等の対応となっており、県民生委員協議会主催の児童虐待防止に関する研修も未定となっていることから、状況確認を行いつつ研修受講に努める。 | ・市民児協総会「児童虐待研修」 R3.4.23市民会館119名/142名 ・各地区民児協定例会 「こども家庭サポートセンター業務概要研修」 R3.6.23大和 30名 R3.7.28六日町 51名 R3.8.19塩 沢 45名 計126名/142名 「包括支援センター高齢者虐待研修」 R3.10.21塩 沢 45名 R3.11.24大和 27名 R3.11.19六日町 58名 計130名/142名 ・主任児童委員連絡会「ヤングケアラー研修」 R3.10.14市役所本庁舎11名/11名 | B | ・目標としていた、市民児協総会や各地区民児協定例会での虐待に関する研修を実施することができた。加えて、主任児童委員連絡会での限られた人数ではあったが「ヤングケアラー」についての研修を開催できた。(R4年度の市民児協総会において「ヤングケアラー」についての研修を実施。民生委員児童委員121名が参加) ・一方で、例年11月頃に開催される新潟県民生委員協議会主催の児童虐待防止に関する研修へ参加を計画していたが、新型コロナウイルスの感染状況により、令和2年度に引き続き中止となり、受講できなかった。 | 社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を通じて、地域や市民への啓発を行うとともに、地域の予防力の向上を図っています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、民生委員児童委員に対して、児童、高齢者、障がい者等への虐待に関する研修を継続して実施しています。 | 福祉課 |
| | | | 高齢者虐待対応状況と分析結果報告を行う。対象は市内の介護サービス事業所、医療機関、その他相談対応機関。(書面配布になる可能性が高い) 居宅介護支援事業所介護支援専門員、小規模多機能型居宅介護施設に対して、早期発見の「気づき」を高める普及啓発を行う。(昨年度実施のアンケート結果を活用) | ・R2年度高齢者虐待対応状況報告(国実施)をもとに、南魚沼市独自の分析視点を加えて、当市の高齢者虐待発生状況、対応内容、対応結果を統計処理し、分析をまとめた。分析結果は庁内関係課、相談対応窓口、すべての介護サービス事業所に書面配布した。 ・R2年度実施した介護支援専門員対象の「高齢者虐待への気づきと対応のアンケート」を集約した。 | ・南魚沼市独自の統計分析は毎年行っており、国や県の高齢者虐待対応状況との比較、当市の特徴、今後取り組むべき課題の一端が明確化した。これにより、分析項目の見直し等さらに分析を深めるためのR4年度の目標が明確化。 ・介護支援専門員アンケート結果から、介護支援専門員が高齢者虐待の可能性に気づく情報や、市への相談、通報のタイミングの傾向、その際の介護支援専門員の葛藤などが明らかになった。(R4年度の介護支援専門員向け対応スキル研修を企画に活かす) | B | 複合課題を抱えるケースでは、多分野が支援チームをつくり支援を行い、各チームでの評価にとどまらず全体で評価と対応方針を検討する機会をつくっています。 ケースの状況、目指す方向性等により、柔軟で多様な支援機能をもつ支援チームの形成を充実させていこう、具体的実践を通じて重層的支援スタイルを積み上げていきます。 | 介護保険課 | |
| ⑪ 防災・災害対策への女性の参画 | 31 | の女性立を含む成防促進組織 | ・女性消防隊の役割分担の充実 ・女性消防隊の確保(各方面隊毎) | 女性消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上と新入団員の加入促進を行う。 | コロナ禍で活動が制限される中、女性消防隊SNSサイト(Facedook)への掲載で活動実績及び予防広報活動を行い市民へのPRをした。広報車による予防広報活動を不定期で行った。 | A | 活動が制限される中おむね達成できた。 | 消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操法など多くの活動を行っています。 しかし、市民に対する女性消防団員の認知度がまだ低いこと、大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっています。 今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。 | 消防本部 |
| | | 拡防大・災害対策における女性の参画 | 防災会議の女性委員の増加 | ・女性に必要となる衛生用品の備蓄をおこなう。 ・引き続き女性委員の任命増加のため人選等の手法を明確にする。 | ・備蓄品に女性用衛生用品を備蓄した。 ・防災会議の女性委員については、任命を増やすことはできなかった。 | 防災会議の委員については、その大半があて職となっており、女性委員の任命増には、条例で「市長がその部内の職員のうちから指名する」と定めている部分を活用するしかない状況である。 | B | 防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点に立ち、地域防災計画の修正を行いました。 避難所の運営委員会に男女両方が参画することや、女性専用の居住スペース、更衣室、授乳室の設置など女性の視点を尊重した、避難所運営マニュアルを策定しました。 今後、さらに男女共同参画の視点に立った計画・マニュアルの充実を図るとともに、備蓄物資などの整備で女性に配慮した体制構築を図ります。 | 総務課 |
| | 32 | 各方面隊毎の予防活動充実化 | ・防火パトロールや各種イベントに参加し予防広報活動を継続して行う。 ・各保育園に幼児防災教育をPRし、前年より実施回数を増やす。 | コロナ禍でイベント参加、保育園の訪問は実施できなかった。しかし、防火パトロールは毎月開催することができた。今後の活動に向けイベントの準備や計画案を作ることができた。 ポンプ操法訓練を実施できた。 | 活動が制限されていたが、できること行い今後に向けた活動ができた。 | A | 消防団女性隊の発足により、市の防災体制及び地域防災力の観点から、女性の参画が進んでいます。 第4次計画では施策の基本的方向31「女性を含む防災組織の設立・育成促進」に包含し取り組みます。 | 消防本部 | |
| ⑫ 支援 | 33 | 充世実代に 性差を踏 まえた生 涯にわた る健康の 維持・増 進対策の | ・男性の健康推進員の増加(2年任期・H29年度15% 次回H31年度改選) ・推進員が研修をきっかけに ①自分ができること、②家族に対してできること、③地域に対してできることのいずれかの行動ができるよう取り組む。(研修会アンケート: H28年度いずれかの行動ができそうとの回答80%、地区活動報告による把握) ・健康推進員や食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会等と協働し生活習慣病の予防や改善、基礎健診・がん検診受診者数の増加に取り組む。 | ・第8期1年目であり、健康推進員研修会(3回)で、市の健康課題を知り、生活習慣病予防、アルコールによる心身への影響、運動について学習しながら、健康に対する関心を高め、健康推進員に委嘱されたことの自覚を促す。 ・新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、今年できる形での地区活動を支援する。 ・基礎健診、がん検診の受診率向上。 | ・R3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の期間も長く、比較的感染状況が落ち着いている時期の参加率は高かったが(77.8%)、感染拡大期には、17%と低かった。3回目の参加率は58.3%。 ・アンケート結果より研修内容を受けて、何か取り組めそうと回答した人は、81.8% ・集会による教室などの活動の実施はなかったが、資料の回覧等の取り組みは行われた。 | B | 新型コロナウイルス感染拡大により、例年5回実施の研修会を3回に減らして実施せざるを得なかったが、第1回と第3回は参加率の目標(50%)を超えることが出来た。 ・令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、集団での取り組みが難しい状況でしたが、住民健診や健康教室、特定保健指導の充実に向けてきました。また、がん検診受診のPRや受診勧奨をするとともに、自殺予防、メンタルヘルスに関する事業を実施してきました。健康推進員活動ではコロナ禍で地区活動ができない分、健康に関するチラシ配布等の活動をしました。また、筋力づくりサポーターや食生活改善推進員等地区組織とともに食生活改善や介護予防に取り組んできました。 ・男性の健康推進員は増加傾向(H29年度15%、R3年度20.7%)にありますが、健康に関することは女性が中心で、という認識が依然として存在します。健康推進員が健康に関する研修会を受けて、自分自身が取り組めそうと答えた人は93%(令和3年度)でした。 ・今後も、健康推進員が健康に関する研修会を受けて、①自分に対して、②家族に対して、③地域に対してのいずれかの行動ができるよう、ともに考え働きかけていきます。また、健康推進員等地区組織とともに、生活習慣の改善やがん検診の受診者数の増加等に取り組めます。 | 保健課 | |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 |
|-----------------|----------|---------------------------|--|--|---|----------------|---|---|-------|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | |
| ⑬ 多文化共生の推進 | 34 | 外国人が安心して暮らせるまちづくり | 外国人向けに市の魅力や政策を分かりやすく伝えるため、新たに市勢要覧などを作成する際は、表記内容の概要の英訳文などを掲載する。 | 令和3年度中のCMS更新に合わせ、現行の3言語(中国語・韓国語・英語)による翻訳機能付加を実施するとともに、翻訳機能の向上のため、記事自体の精度向上を目指す。 | 令和3年度のCMS更新に合わせ、現行の3言語(中国語・韓国語・英語)による翻訳機能付加を実施し、記事自体の精度向上にも取り組んだ。 | A | 令和3年度のCMS更新に合わせ、現行の3言語(中国語・韓国語・英語)による翻訳機能付加を実施し、記事自体の精度向上にも取り組んだ。 | 多言語対応電子書籍化ソフトウェア(MCカタログポケット)を導入し市報は10言語までの対応が可能となったほか、ウェブサイトでは翻訳機能付加を実施してきました。 | 秘書広報課 |
| | | | 幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進め、日常会話が可能な人材を育成する。 | 「インターナショナル・フェスティバル」以外に多文化相互理解を促進する機会を検討する。 | 例年、国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施できず、結果として多文化相互理解の取組を行うことができなかった。 | C | 例年、国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施できず、結果として多文化相互理解の取組を行うことができなかった。 | インターナショナルフェスティバルなどを通じて、幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進めることができました。 | 企画政策課 |
| | | | ・日本語交流教室の受講者数の増加 ・スタッフの確保、増員、育成 | 本年度も定住自立圏構想の一環として引き続き、魚沼市、湯沢町からの参加希望者を募るとともに、指導するスタッフに対し講座実施に向けた協力を進める。参加者増に向け、新しく作成したチラシの配布等、公民館としても積極的にPRに努める。 R3年度教室開催目標回数 90回 | 中央・大和の両公民館を会場に教室を実施しました。実績としては以下のとおりです。 ・教室開催回数 (R2)62回 → (R3)83回 ・参加者延べ人数 (R2)145人 → (R3)142人 ・支援者延べ人数 (R2)213人 → (R3)235人 | B | 魚沼圏域で外国人に対する日本語教育を通じて、日本での生活全般にわたる支援を行う団体は「日本語交流ひろば」のみという自負のもと、幼児、少年少女、成人と幅広い年齢層の外国人に対して、今後も日本で暮らす上での支援を行っていく。 | 日本語交流教室を開講し、外国人の方々の日常会話、日本の生活スタイル習得に努めてきました。また、魚沼地域定住自立圏の取組として、魚沼市、湯沢町からも参加希望者を募りました。今後も教室を維持し、課題解決に向けた検討を行っていきます。 | 社会教育課 |
| ⑭ 暮らしやすい環境整備 | 35 | 整や高齢者の促進共進共障が設い者等交通が機利用のし | ・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝の推進 ・利用しやすく、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持 | ・国道17号の歩道整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関する市民ニーズを把握し、バス停の位置や運行路線の見直しを検討する。具体的には、地元要望に基づき、バス停の新設を5か所、時刻表の変更を1コースで実施する。 | ・直轄国道事業として、国道17号六日町電線共同溝事業(歩道整備含む)及び国道17号上一日市地区・美佐島地区歩道整備事業の要望活動を実施し、六日町電線共同溝事業及び上一日市地区歩道整備事業において、引き続き事業が実施された。 ・地元要望に基づき、市民バス4コースにおいて、5か所のバス停を新設した。また、2コースの一部便において、時刻表の変更を実施した。 | A | ・国土交通省に対し、国道17号の歩道未整備区間の歩道設置要望等を行い、六日町地区及び上一日市地区において、電線共同溝事業及び歩道整備事業が引き続き実施された。 ・地元要望に基づき、5か所のバス停を新設することにより、利用者の利便性を向上させた。また、時刻表の変更をすることにより、浦佐駅での新幹線との乗り継ぎを容易にし、他の公共交通とのアクセス性も向上させた。 | これまで、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備要望を関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目指し、関係機関に対して働きかけていきます。交通機関について、PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすく、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。 | 都市計画課 |

| 基本計画掲載項目 | | | 5年後の 具体的目標(指標) | R3年度計画(目標) | R3年度取組実績 | R3 年度 評価 | R3年度評価理由 | 第3次基本計画期間の取組状況と 第4次基本計画期間における課題と方向性 | 担当課 | |
|------------------------|----------------------------------|--------------|---|--|--|---|--|---|--|---|
| 基本 目標 | 重点 目標 | 施策の基本的 方向 | | | | | | | | |
| IV 男女共同参画に取り組み組織づくり | ⑮ 推進体制の整備 | 36 | <p>計画の進捗状況等について、年度ごとに施策や事業の達成状況及び事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映。ウェブサイトで評価内容を公表し市民への周知を図る。</p> | <p>各分野で行う評価や目標の設定が、適切に行われるようチェック様式を改善するとともに、市民にとって分かりやすい資料で公表して周知を図る。</p> | <p>担当部署の報告について、評価や取組内容の確認修正を実施し、男女共同参画週間に合わせ、市ウェブサイトで公表</p> | A | <p>各分野における取組結果とそこから見える課題が翌年度の目標に反映されたものとなるようチェックを行い、効果的な事業の推進を図った。</p> | <p>計画の進捗状況等について、ウェブサイトで公表することにより、計画の効果的な推進とその周知に向けて取り組んできました。しかし、評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまっている施策もありました。今後は、男女共同参画推進委員会に諮りながら、効果的な事業ができるよう努めていきます。</p> | 企画政策課 | |
| | | 37 | <p>業のび関の連地係展携域行開にや政よ学機る校関事と及</p> | <p>市民会議等の主催または市との共催による講演会や研修会の開催の増加</p> | <p>(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催</p> | <p>(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーを実施した。</p> | A | <p>(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーを実施した。</p> | <p>公益財団法人新潟県女性財団との共催による講演会により、市内の地域づくり団体や学校、企業と連携を図っています。これまで、市民の参加は多くないのが現状ですが、今後も引き続き、身近な問題として興味を持てるテーマの設定や周知方法などを検討し研修を実施するなど、多くの参加が得られるような事業の展開を図ります。</p> | 企画政策課 |
| | ⑯ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進 | 38 | 用女性職員の採用・登 | <p>・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.5%(H28)→35.0%(H33) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 7.9%(H28)→10.0%(H33)</p> | <p>・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 9.0%以上</p> | <p>・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 (R2)27.7%(23人/83人)→(R3)29.9%(26/87) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率※部長含む (R2)8.5%(4人/47人)→(R3)11.1%(6/54人)</p> | A | <p>・女性職員の管理職への積極的な登用を推進し、係長相当職、管理職相当職について目標を達成することができた。</p> | <p>女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めています。年度を追うごとに比率は高くなってはいますが、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。引き続き、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを目指すとともに、今後は重点目標「市政における男女共同参画の推進」において取り組みます。</p> | 総務課 |
| | | | 39 | る男研女修共実施参画に關す | <p>女性職員向け研修の参加人数の増加</p> | <p>・公益財団法人新潟県女性財団が主催する共働のまちづくりのための研修会を魚沼市、湯沢町と開催する ・職業生活に必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供を行う。</p> | <p>・公益財団法人新潟県女性財団が主催する共働のまちづくりのための研修会を魚沼市、湯沢町と開催した。 ・総合事務組合研修の女性向けの研修はなかったが、技術の習得につながる専門研修を募集した。</p> | A | <p>・予定していた研修を開催できた。 ・総合事務組合の研修等の情報提供を行った。</p> | <p>女性職員の専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。また、定住自立圏の取組として、2市1町で協働のまちづくりのための研修を開催するなど、新しい取組を行うことができました。しかし、男女共同参画に関する研修については、開催回数、関心度は高いとは言えない状況にあります。男女共同参画のテーマに限らず、女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、職業生活に必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供も引き続き行っていきます。</p> |
| | | 40 | 間職労働環境の境削の減改善・長時 | <p>・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率の増加 73.1%(H28)→85.0%(H33) ・男性職員の育児休業等の取得率の増加 0%(H28)→5%(H33) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 372人(H28)→250人(H33) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数の増加 11.8日(H28)→14.0日(H33)</p> | <p>・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率82%以上 ・男性職員の育児休業等の取得率3.0%以上 ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数300人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数11日以上</p> | <p>・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 (R2)81.8%→(R3)89.5% ・男性職員の育児休業等の取得率 (R2)3.0%→(R3)15.8% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 (R2)261人→(R3)435人 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 (R2)10.5日→(R3)11日</p> | B | <p>・男性職員の育児休暇及び育児に関する特別休暇の取得率が向上し、目標を達成することができた。 ・終礼、ノー残業デーなどの取組を行ったが、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの影響もあり、大幅に超過勤務時間数が増加した。 ・8月を働き方改革推進強化月間、6月と10月を年休取得推進月間として、職員のワークライフバランスの推進に努めた。</p> | <p>男性の子育て目的の休暇等の取得率は年々向上しています。引き続き、男性の育児参加に理解を持ち、職場としてバックアップする姿勢が必要とされます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要になっていますが、新型コロナウイルス関連業務で時間外勤務は増加傾向にあります。業務に応じた適正な人員配置、休暇取得等の具体的目標を定めるなどの取組により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</p> | 総務課 |
| | | 41 | 計定法女画事に性の業基活推主づ躍進行く推助特進 | <p>南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成</p> | <p>南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各具体的取組を着実に実施する。</p> | <p>取組を実施し、目標達成できていない項目もあるが、男性の育児に関する特別休暇の取得状況など目標を達成できたものもあった。</p> | B | <p>特定事業主行動計画に掲げる具体的な取組についてほぼ着実に実施した。</p> | <p>職員が仕事と生活の調和を図り、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう、第2期南魚沼市特定事業主行動計画(後期計画)を令和3年度から令和7年度までの5年間を期間として策定しました。引き続き、積極的な行動計画の推進を図ります。</p> | 総務課 |
| | ⑰ 強化防止と対策 | 42 | いハ職ラ場ス環メ境ンづトのくのりな | <p>・相談件数と内容の公表 ・啓発セミナーの開催回数</p> | <p>ハラスメント防止研修を実施する。庁内LANなどを通じて、南魚沼市ハラスメント防止指針の周知、理解を進める。</p> | <p>・係長以上を対象としたハラスメント防止研修を開催し、セクハラ、パワハラを理解を深めるとともに、ハラスメント撲滅に向けてとるべき行動について学んだ。 ・庁内LANを通じて、南魚沼市ハラスメント防止指針を掲載し、周知を図った。</p> | A | <p>ハラスメント防止研修を開催し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組んだ</p> | <p>あらゆるハラスメントも許されるものではないとの共通認識を職場全体で培っていかねばなりません。平成30年度に南魚沼市職員ハラスメント防止指針を策定し、全職員に周知を行ったほか、係長以上を対象としたハラスメント防止研修を開催するなど、意識啓発を行いました。すべての職員がお互いの人権を尊重しあい、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進します。</p> | 総務課 |
| | | | ⑱ 統計の実施 | 43 | 集びず男、情る女提報調共供資査同料の参画収施に及関 | <p>・市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果の有効活用 ・男女共同参画に関する意識調査の実施</p> | <p>・行政区における女性役員の状況に関するアンケートを実施 ・他部署で実施するアンケート調査を活用した情報収集</p> | <p>行政区における女性役員の状況に関するアンケート(11月)</p> | A | <p>アンケート調査を実施し、情報収集及び集計結果を公表した。</p> |

以下の計画に該当する施策については、施策名の後に次のとおり明記しています。

DV防止基本計画に該当する施策…【DV】

女性活躍推進計画に該当する施策…【活躍】